

預貯金者の意思に基づく個人番号の利用による預貯金口座の管理等に関する法律案要綱

第一 総則

一 目的

この法律は、デジタル社会形成基本法（令和三年法律第 号）第二章に定めるデジタル社会（同法第二条に規定するデジタル社会をいう。）の形成についての基本理念にのっとり、預貯金者の意思に基づく個人番号の利用による預貯金口座の管理に関する制度及び災害時又は相続時に預貯金者又はその相続人の求めに応じて預金保険機構が預貯金口座に関する情報を提供する制度を創設する等により、行政運営の効率化及び行政分野におけるより公正な給付と負担の確保に資するとともに、預貯金者の利益の保護を図ることを目的とすること。

（第一条関係）

二 定義

この法律における「金融機関」等の用語の定義を定めるものとする。

（第二条関係）

第二 預貯金者の意思に基づく個人番号の利用による預貯金口座の管理

一 金融機関に対する申出等

1 預貯金者は、特定の金融機関が管理する当該預貯金者を名義人とする全ての預貯金口座について、当該金融機関が個人番号（行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（平成二十五年法律第二十七号）第二条第五項に規定する個人番号をいう。以下同じ。）を利用して管理することを希望する場合には、主務省令で定めるところにより、当該金融機関に対し、その旨の申出をすることができるものとすること。

2 金融機関は、預貯金契約（預貯金の受入れを内容とする契約をいう。）の締結その他主務省令で定める重要な取引を行おうとする場合には、預貯金者（預貯金者になろうとする者を含み、当該金融機関が個人番号を既に保有している者を除く。）に対し、次に掲げる事項を説明した上で、当該金融機関が管理する当該預貯金者を名義人とする全ての預貯金口座について当該金融機関が個人番号を利用して管理することを承諾するかどうかを確認しなければならぬものとする。

(1) 災害時又は相続時において、当該預貯金者の個人番号の利用により当該預貯金者又はその相続人が当該預貯金口座に関する情報の提供を受けることが可能となること。

(2) 当該預貯金者の個人番号は、所得税法（昭和四十年法律第三十三号）第二百二十五条第一項の規

定による支払に関する調書の提出、生活保護法（昭和二十五年法律第四百四十四号）第二十九条第一項の規定による報告、預金保険法第五十五条の二第二項の規定による資料の提出その他の法令の規定に基づく手続において当該預貯金者の預貯金口座を特定するために利用され得るものであること。

3 金融機関は、1の申出を受けた場合又は預貯金者が2の規定による承諾をした場合には、主務省令で定める方法により、当該申出又は承諾をした預貯金者が本人であることを確認するため、本人特定事項（氏名、住所及び生年月日をいう。以下同じ。）その他当該預貯金者を特定するために必要な事項として主務省令で定めるものを確認しなければならないものとし、この場合において、当該預貯金者に対し、個人番号の提供を求めることができるものとする。

4 金融機関は、3の規定により当該預貯金者の個人番号の提供を受けることができなかつた場合には、預金保険機構に対し、当該預貯金者の本人特定事項を通知し、当該預貯金者の個人番号の通知を求めることができるものとする。

5 金融機関は、1の申出を受けた場合又は預貯金者が2の規定による承諾をした場合には、当該預貯金者に対し、2の(1)及び(2)の事項を説明した上で、他の全ての又は特定の金融機関が管理する当該預

貯金者を名義人とする全ての預貯金口座について当該他の全ての又は特定の金融機関が個人番号を利用して管理することを承諾するかどうかを確認しなければならないものとする。

6 金融機関は、預貯金者が5の規定による承諾をした場合には、預金保険機構に対し、次に掲げる事項を通知しなければならないものとする。

(1) 他の全ての金融機関についての承諾か又は他の特定の金融機関についての承諾かの別及び他の特定の金融機関についての承諾であるときは、当該他の特定の金融機関の名称

(2) 当該預貯金者の本人特定事項

(3) 3の規定により当該預貯金者の個人番号の提供を受けたときは、当該個人番号

(4) その他当該預貯金者を特定するために必要な事項として主務省令で定めるもの (第三条関係)

二 預金保険機構に対する申出

1 預貯金者は、全ての又は特定の金融機関が管理する当該預貯金者を名義人とする全ての預貯金口座について、当該全ての又は特定の金融機関が個人番号を利用して管理することを希望する場合には、

主務省令で定めるところにより、預金保険機構に対し、その旨の申出をすることができるものとする

こと。

2 預金保険機構は、1の申出を受けた場合には、主務省令で定める方法により、当該申出をした預貯金者が本人であることを確認するため、当該預貯金者の本人特定事項その他当該預貯金者を特定するために必要な事項として主務省令で定めるものを確認しなければならないものとし、この場合において、当該預貯金者に対し、個人番号の提供を求めることができるものとする。 (第四条関係)

三 預金保険機構による個人番号の通知

1 預金保険機構は、一の6の規定による通知又は二の1の申出を受けた場合には、当該通知又は申出に係る金融機関に対し、当該預貯金者の本人特定事項を通知しなければならないものとする。

2 1の規定による通知を受けた金融機関は、当該本人特定事項に係る預貯金者を名義人とする預貯金口座を管理しているかどうかについて、預金保険機構に対し、通知しなければならないものとする。

3 預金保険機構は、2の金融機関が当該預貯金者を名義人とする預貯金口座を管理しているときは、当該金融機関に対し、当該預貯金者の個人番号を通知しなければならないものとする。

四 個人番号の利用による預貯金口座の管理

1 金融機関は、一の3の規定による個人番号の提供又は一の4若しくは三の3の規定による個人番号の通知を受けた場合には、政令で定めるところにより、当該個人番号に係る預貯金者を名義人とする預貯金口座について、当該預貯金者の本人特定事項その他預貯金の内容に関する事項であつて主務省令で定めるものを当該個人番号により検索することができる状態で管理しなければならないものとする。

2 金融機関は、1の規定による管理を開始したときは、主務省令で定めるところにより、当該預貯金口座について、当該預貯金者に対し、次に掲げる事項を通知しなければならないものとする。

- (1) 金融機関及びその店舗の名称
 - (2) 預貯金の種別及び口座番号
 - (3) 名義人の氏名
- 3 金融機関は、当該預貯金口座について、預金保険機構に対し、2の(1)から(3)までの事項を通知し、

当該事項の当該預貯金者への通知を求めることができるものとする。

(第六条関係)

第三 災害時又は相続時における預貯金口座に関する情報の提供

一 災害時における預貯金口座に関する情報の提供

1 災害に際し災害救助法（昭和二十二年法律第百十八号）が適用された同法第二条に規定する市町村の区域に当該災害が発生した日において居住していた預貯金者は、当該区域における同条に規定する救助の実施状況その他の事情を勘案して行政庁が定める日までの間、その指定する金融機関が管理する当該預貯金者を名義人とする全ての預貯金口座について、主務省令で定めるところにより、預金保険機構に対し、次に掲げる事項の通知を求めることができるものとする。

(1) 金融機関の店舗の名称

(2) 預貯金の種別及び口座番号

2 預金保険機構は、1の規定による求めを受けた場合には、主務省令で定める方法により、当該求めをした預貯金者が本人であることを確認するため、当該預貯金者の本人特定事項その他当該預貯金者を特定するために必要な事項として主務省令で定めるものを確認しなければならぬものとし、この

場合において、当該預貯金者に対し、個人番号の提供を求めることができるものとする。

3 預金保険機構は、1の規定による求めを受けた場合には、預貯金者の指定する金融機関に対し、当該預貯金者の個人番号を通知しなければならないものとする。

4 3の規定による通知を受けた金融機関は、当該個人番号に係る預貯金者を名義人とする預貯金口座を管理しているときは1の(1)及び(2)の事項を、当該預貯金口座を管理していないときはその旨を、預金保険機構に対し、通知しなければならないものとする。

5 4の規定による通知を受けた預金保険機構は、主務省令で定めるところにより、当該預貯金者に対し、当該通知に係る事項を通知しなければならないものとする。
(第七条関係)

二 相続時における預貯金口座に関する情報の提供

1 相続人(包括受遺者を含む。以下二において同じ。)は、主務省令で定めるところにより、預金保険機構に対し、全ての金融機関が管理する当該相続人の被相続人(包括遺贈者を含む。以下二において同じ。)である預貯金者を名義人とする全ての預貯金口座について、次に掲げる事項の通知を求めることができるものとする。

(1) 金融機関及びその店舗の名称

(2) 預貯金の種別及び口座番号

2 預金保険機構は、1の規定による求めを受けた場合には、主務省令で定める方法により、当該求めをした相続人が本人であること及び当該預貯金者が当該相続人の被相続人であることを確認するため、当該相続人及び預貯金者の本人特定事項その他当該相続人及び預貯金者を特定するために必要な事項として主務省令で定めるもの並びに当該相続人及び預貯金者の身分関係（当該相続人が包括受遺者である場合にあっては、遺言の内容）を確認しなければならないものとする。

3 預金保険機構は、1の規定による求めを受けた場合には、全ての金融機関に対し、当該求めをした相続人の被相続人である預貯金者の個人番号を通知しなければならないものとする。

4 3の規定による通知を受けた金融機関は、当該個人番号に係る預貯金者を名義人とする預貯金口座を管理しているときは1の(1)及び(2)に掲げる事項を、当該預貯金口座を管理していないときはその旨を、預金保険機構に対し、通知しなければならないものとする。

5 4の規定による通知を受けた預金保険機構は、主務省令で定めるところにより、1の規定による求

めをした相続人に対し、当該通知に係る事項を通知しなければならないものとする。

(第八条関係)

三 預貯金者の本人特定事項及び個人番号の正確性の確保

1 第二の四の1の規定による管理をする金融機関は、預金保険機構に対し、第二の四の1に規定する預貯金者の本人特定事項及び個人番号を正確かつ最新の内容に保つために必要な情報の提供を求めることができるものとする。

2 地方税法（昭和二十五年法律第二百二十六号）第二十条の十一の二の規定により同条に規定する金融機関等が管理する同条に規定する預貯金者等情報に係る同条に規定する預貯金者等又は国税通則法（昭和三十七年法律第六十六号）第七十四条の十三の二の規定により同条に規定する金融機関等が管理する同条に規定する預貯金者等情報に係る同条に規定する預貯金者等については、1の預貯金者となし、1の規定を適用するものとする。

(第九条関係)

第四 預金保険機構の業務の特例等

一 預金保険機構の業務の特例

預金保険機構は、預金保険法第三十四条に規定する業務のほか、第一の一の目的を達成するため、第二の規定等による業務を行うものとする事。

(第十条関係)

二 預金保険法等の適用

1 この法律により預金保険機構の業務が行われる場合には、この法律の規定によるほか、預金保険法を適用し、所要の読替えを定めるものとする事。

2 1の規定による業務が行われる場合における預金保険機構の経理については、当該業務を公的給付の支給等の迅速かつ確実な実施のための預貯金口座の登録等に関する法律(令和三年法律第 号)第十二条第一項の規定による業務とみなして、同法第十四条の規定を適用するものとする事。

(第十一条関係)

三 業務の委託

1 預金保険機構は、内閣総理大臣及び財務大臣の認可を受けて、金融機関に対し、一の規定による業務の全部又は一部を委託するものとする等とすること。

2 金融機関は、1の規定による委託を受け、当該業務を行うことができるものとする事。

3 預金保険法第二十三条の規定は、1の規定による委託を受けた金融機関の役員及び職員で、当該業務に従事するものについて準用するものとする事。

(第十二条関係)

四 交付金

国は、予算の範囲内において、預金保険機構に対し、一の規定による業務に要する費用の全部又は一部に相当する金額を交付することができるものとする事。

(第十三条関係)

五 借入金

預金保険機構は、一の規定による業務を行うため必要があると認めるときは、政令で定める金額の範囲内において、内閣総理大臣及び財務大臣の認可を受けて、資金の借入れ（借換えを含む。）をすることができるとする事。

(第十四条関係)

六 手数料

1 預金保険機構は、第二の四の3等の規定による求めに係る事務に関し、預金保険機構が定める額の手数料を徴収することができるものとする事。

2 預金保険機構は、1に規定する手数料の額を定め、又はこれを変更しようとするときは、内閣総理

大臣及び財務大臣の認可を受けなければならないものとする。

(第十五条関係)

七 内閣府令・財務省令への委任

内閣総理大臣及び財務大臣の認可に関する申請の手續等を実施するため必要な事項は、内閣府令・財務省令で定めるものとする。

(第十六条関係)

第五 雑則

一 特定金融機関の特例

特定金融機関（その業務の内容その他の事情を勘案して三の規定による送信を行うことが困難なものとして行政庁が定める金融機関をいう。）については、預金保険機構による通知等に係る規定は、適用しないものとする。

(第十七条関係)

二 連絡及び協力

内閣総理大臣及び財務大臣並びに行政庁は、この法律の施行に当たっては、相互に緊密に連絡し、及び協力しなければならないものとする。

(第十八条関係)

三 金融機関及び預金保険機構による通知等の方法

金融機関及び預金保険機構による通知等は、主務省令で定めるところにより、金融機関又は預金保険機構の使用に係る電子計算機（磁気ディスク（これに準ずる方法により一定の事項を確実に記録することができ物を含む。）及び入出力装置を含む。以下三において同じ。）から電気通信回線を通じて相手方である預金保険機構又は金融機関の使用に係る電子計算機に送信することによって行うものとすること。

（第十九条関係）

四 報告又は資料の提出

行政庁は、この法律の施行に必要な限度において、金融機関に対しその業務に関して報告又は資料の提出を求めることができるものとする。

（第二十条関係）

五 立入検査

1 行政庁は、この法律の施行に必要な限度において、当該職員に金融機関の営業所その他の施設に立ち入らせ、帳簿書類その他の物件を検査させ、又はその業務に関し関係人に質問させることができるものとする。

2 1の規定により立入検査をする当該職員は、その身分を示す証明書を携帯し、関係人の請求があつ

たときは、これを提示しなければならないものとする。

3 1の規定による立入検査の権限は、犯罪捜査のために認められたものと解してはならないものとする。

(第二十一条関係)

六 是正命令

行政庁は、金融機関がその業務に関して第二の一の2等の規定に違反していると認めるときは、当該金融機関に対し、当該違反を是正するため必要な措置をとるべきことを命ずることができるものとする。

(第二十二条関係)

七 個人番号の利用による預貯金口座の管理に関する広報啓発

国は、預金保険機構及び金融機関と協力して、個人番号の利用による預貯金口座の管理について国民一般の理解を高めるために必要な広報その他の啓発活動を行うものとする。

(第二十三条関係)

八 主務省令への委任

この法律に定めるもののほか、この法律を実施するため必要な事項は、主務省令で定めるものとする。

(第二十四条関係)

九 行政庁

この法律における行政庁は、(1)から(6)までに掲げる金融機関の区分に応じ、それぞれ(1)から(6)までに定める者とするものとする。

- (1) 銀行法（昭和五十六年法律第五十九号）第二条第一項に規定する銀行、長期信用銀行法（昭和二十七年法律第八十七号）第二条に規定する長期信用銀行、信用金庫、信用協同組合、信用金庫連合会及び中小企業等協同組合法（昭和二十四年法律第八十一号）第九条の九第一項第一号の事業を行う協同組合連合会 内閣総理大臣
- (2) 労働金庫及び労働金庫連合会 内閣総理大臣及び厚生労働大臣
- (3) 農業協同組合法（昭和二十二年法律第三百二十二号）第十条第一項第三号の事業を行う農業協同組合及び農業協同組合連合会 同法第九十八条第一項に規定する行政庁
- (4) 水産業協同組合法（昭和二十三年法律第二百四十二号）第十一条第一項第四号の事業を行う漁業協同組合、同法第八十七条第一項第四号の事業を行う漁業協同組合連合会、同法第九十三条第一項第二号の事業を行う水産加工業協同組合及び同法第九十七条第一項第二号の事業を行う水産加工業協同組合

合連合会 同法第二百二十七条第一項に規定する行政庁

(5) 農林中央金庫 農林水産大臣及び内閣総理大臣

(6) 株式会社商工組合中央金庫 株式会社商工組合中央金庫法（平成十九年法律第七十四号）第五十六条第二項に規定する主務大臣
（第二十五条関係）

十 権限の委任

1 内閣総理大臣は、この法律による権限（金融庁の所掌に係るものに限る。）を金融庁長官に委任するものとする。

2 この法律に規定する行政庁の権限に属する事務（この法律の規定により都道府県知事の権限に属することとされる事務を除く。）の一部は、政令で定めるところにより、都道府県知事が行うことができるものとする。

3 1及び2に規定するもののほか、この法律の規定による行政庁の権限の行使に関して必要な事項は、政令で定めるものとする。
（第二十六条関係）

十一 主務省令

この法律における主務省令は、内閣府令・デジタル庁令・財務省令・厚生労働省令・農林水産省令・経済産業省令とするものとする事。

(第二十七条関係)

十二 事務の区分

この法律(十の2を除く。)の規定により都道府県が処理することとされている事務は、地方自治法(昭和二十二年法律第六十七号)第二条第九項第一号に規定する第一号法定受託事務とするものとする事。

(第二十八条関係)

十三 経過措置

この法律の規定に基づき命令を制定し、又は改廃する場合には、その命令で、その制定又は改廃に伴い合理的に必要なと判断される範囲内において、所要の経過措置(罰則に関する経過措置を含む。)を定めることができるものとする事。

(第二十九条関係)

第六 罰則

報告又は資料の提出の求めに対して、報告若しくは資料の提出をせず、又は虚偽の報告若しくは資料の提出をしたときの罰則等、この法律の規定に違反する行為を行った者等に対する所要の罰則を設ける

ものとする。

(第三十条から第三十二条まで関係)

第七 附則

一 この法律は、一部の規定を除き、公布の日から起算して三年を超えない範囲内において政令で定める日から施行するものとする。

(附則第一条関係)

二 金融機関及び預金保険機構は、この法律の施行の日前においても、第五の三の規定による送信に使用する情報システムの整備に必要な準備行為をすることができるものとする。

(附則第二条関係)

三 この法律の公布の日からデジタル庁の設置までの間、「デジタル庁」とあるのは「内閣府本府」とする等、所要の経過措置を定めるほか、この法律の施行に関し必要な経過措置は、政令で定めるものとする。

(附則第三条及び第四条関係)

四 政府は、この法律の施行後三年を目途として、この法律の施行の状況について検討を加え、必要があると認めるときは、その結果に基づいて、国民の理解を得つつ、所要の措置を講ずるものとする。

(附則第五条関係)

五 関係法律について、所要の改正を行うものとする。

(附則第六条から附則第十二条まで関係)